

持続可能な魅力ある田園地域創出事業
企画運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、持続可能な魅力ある田園地域創出事業企画運営業務として、以下の事業の企画・運営・広報等を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

持続可能な魅力ある田園地域創出事業企画運営業務

(2) 業務内容

持続可能な魅力ある田園地域創出事業の企画運営

※別紙 持続可能な魅力ある田園地域創出事業企画運営業務委託仕様書によることとします。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託上限額

9,000,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）とします。

※この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルの参加資格は、次の条件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同企業体」という。）とします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- (3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治29年法律第89号）第13条第1項10項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(6) 共同企業体にあつては、代表者、構成員ともに(1)から(5)に掲げる全ての項目を満たしている者であり、構成する団体間で締結した協定書を有すること又は本委託契約の締結日までに協定の締結を予定していること。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできません。

(7) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 上記参加資格が備わっていないとき
- ② 複数の提案書等を提出したとき
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ⑥ この他不正な行為があったとき

4 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、5月2日(金)17時までに参加申込フォームによりお申込みください。

申込後事情により参加を辞退する場合は、5月8日(木)17時までに辞退届出フォームにより辞退の届出を行ってください。

参加申込フォーム

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=VOE2X77m>

参加辞退フォーム

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=GEmR3qZT>

5 企画提案書の提出手続等

電子メールにて提出書類(1)①～④の電子データ1式を提出することとし、送信後に必ず「11 提案書等の提出先、本件についてのお問い合わせ先」に電話連絡をお願いします。ファイル形式はPDFとし、提出するファイルの合計容量が20MBを超える場合は事前に事務局に連絡ください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書(A4:任意様式 表紙込みで10枚(裏表あわせて20頁)以内)
別紙仕様書を参照の上、提案してください。

以下が、簡潔に分かるものとしてください。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙「仕様書」を踏まえた企画の内容
- ・業務の実施スケジュール
- ・実施体制

② 会社概要（様式第1号）又は会社概要パンフレット

他の企業と共同で事業を実施する場合は、当該企業の会社概要もご提出ください。

③ 経費見積書（委託業務に係る概算経費見積）（様式任意）

プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。（円未満切捨て）

④ 委託事業に係る過去の実績（A4サイズの任意様式）

当事業に類似する実績があれば、概要が分かる資料を添付ください。

（2）提出期限 令和7年5月12日（月）17時（必着）

（3）経費負担 企画提案書の作成等の応募に要する一切の経費は事業者負担とします。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、令和7年4月25日（金）17時までに、質問フォームより提出してください。原則、電話及び口頭による質問は受け付けません。質問に対する回答は、令和7年5月1日（木）17時までに提案者の独自企画に関わることを除き、富山県ホームページ内の、本実施要領を掲載しているページにて公開します。

以下の質問については、受け付けません。

- ・他の応募者に関する質問
- ・その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

質問フォーム

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=pY1Xa4RC>

7 企画提案書の取り扱いについて

提出いただいた提案書は、下記により取り扱います。

（1）提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は次の（2）のただし書き及び（3）の場合、提案書等を実償で使用する権利を持つものとします。

- (2) 提案書等は、本業務委託業者の選定以外に提案者に無断で使用しないものとします。ただし、委託業者として選定された提案者の提案書等については、委託業者選定後、一定期間、ホームページ等での公表に使用することがあります。
- (3) 提案書の内容について、提案者にヒアリングを実施する場合があります。
なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とします。
- (4) 委託業務の事項及び業務の進め方等についての詳細については、適宜、県との協議を重ねながら決定していきますので、場合によっては、事業開始の前後を問わず、企画内容の変更、差し替え等を依頼する場合があります。
- (5) 提出した企画提案書を県に無断で他の事業等へ転用することはできません。

8 審査方法等について

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査及びオンラインプレゼンテーションにより、契約候補者を選定します。

①日時・場所

令和7年5月13日（火）以降に、オンラインプレゼンテーションによる審査を予定しており、日時、場所等は、参加者数等に応じて調整した上で、後日、個別に連絡します。

②実施方法

- ・プレゼンテーションの所要時間は、1参加者あたり25分以内とします。
(説明15分、質疑応答等10分)
- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とします。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は、最大3名までとします。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

(2) 審査基準

別紙「持続可能な魅力ある田園地域創出事業企画運営業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおり

(3) 契約候補者の選定

- ・各審査員の評価点を合計し、最も高い点数を獲得した者を、契約候補者として選定します。(最も高い点数を獲得した者が複数いる場合は、当該者の中から、くじ引きで契約候補者を選定します。)
- ・各審査員評価点の合計が、満点の50パーセントを満たす企画提案者がいなかった場合等、契約候補者を選定しないことがあります。

(4) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称

等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

（５）失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合
- ②プロポーザル参加の要件を満たしていない場合
- ③提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合
- ⑤複数の提案書を提出した場合
- ⑥審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦この他本実施要領に違反する行為があった場合

９ 契約手続き等

県と契約候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結します。

仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点（評価点の合計が、満点の 50 パーセントを満たしている場合に限る。）の候補者と協議することとなります。

10 その他

- （１）受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- （２）募集及び契約は、富山県の都合により中止することがあります。
- （３）委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、富山県の指示に従ってください。
- （４）委託期間中において委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。
- （５）当事業は、国の交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意して下さい。

11 提案書等の提出先、本件についてのお問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1－7

富山県知事政策局企画室成長戦略課（担当：松下、清水）

受付時間は、8時30分から17時15分まで（土日・祝日を除く。）

T E L : 076-444-8916（直通）

F A X : 076-444-4406

E-mail : akikaku@pref.toyama.^{エル}lg.jp